

二宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金のご案内

～不登校児童生徒への多様な学び場の確保し、「学び」と「育ち」を支援します。～

町内の小中学校に在籍しており、不登校の状態にある児童生徒に対して、それぞれの特性に合った多様な学び場を確保し、お子さんの「学び」と「育ち」を支援するために、フリースクール等を利用している児童生徒の保護者に対し利用料の補助を行います。

補助金額

児童（小学生）・生徒（中学生）1人につき上限

15,000 円/月

対象となる利用料

フリースクール等から保護者に定期的又は利用の都度請求される入学費、授業料、実習費、教材費等です。



©東京ハイジ/二宮町

児童（小学生）・生徒（中学生）1人あたりの補助額は、1月につき利用料の3分の2の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、15,000円を上限とします。

補助対象

次のすべてに当てはまる保護者の方が対象です。

- (1) 二宮町内に在住し、二宮町立の小学校または中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 児童生徒が心理的、情緒的理由等により申請前1年以内におおむね30日以上在籍する学校へ登校していないこと
- (3) 月1回以上、対象となるフリースクール等を利用していること
- (4) フリースクール等を利用する児童生徒の様子について、当該フリースクール等が在籍する学校等に情報を提供することに承諾すること
- (5) 利用料の補助について、他の補助を受けていないこと

※補助の対象となるフリースクール等の条件は、ホームページをご覧ください。

申請方法・問い合わせ

町ホームページに掲載の申請書をダウンロードし、教育委員会教育指導課に申請をしてください。申請書類は、町教育委員会教育指導課窓口でも配布しています。



©東京ハイジ/二宮町

問い合わせ先：二宮町教育委員会教育指導課指導班
電話 0463-75-9261

【申請の流れについては裏面をご覧ください】

申請の流れ

STEP 1

1 申請書の提出

申請書は毎年度申請が必要です。

【締切日】

その年度の最初の利用日の翌月末日が締切日です。

ただし、3月開始の場合は、3月中に申請してください。

申請期限までに申請した場合、補助金の開始月は、利用開始月から始まります。

【提出物】

- ①ニ宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ②フリースクール等を利用している事が確認できる書類
- ③利用しているフリースクール等の活動実態が確認できる書類
- ④利用料が確認できる書類

STEP 2

2 補助対象者の決定

町から「補助対象者決定通知書」が届きます。



©東京ハイジ/ニ宮町

STEP 3

3 利用状況報告書の提出

半年に1度、計2回の提出が必要です。

【提出期間】

- ・4月1日から9月30日までの利用料
→ 10月1日から10月31日までに提出
- ・10月1日から3月31日までの利用料
→ 3月1日から4月10日までに提出

【提出物】

- ①ニ宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金利用状況報告書(第5号様式)
- ②ニ宮町フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書(第6号様式)
※②の「ニ宮町フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書」については、フリースクール等に作成をお願いしてください。



©東京ハイジ/ニ宮町

STEP 4

4 補助金の確定

3で提出された「利用状況報告書」を精査し、町から「補助金額確定通知書」を送付します。

GOAL

5 補助金の請求、払い込み

町からの「補助金額確定通知書」を受領後、請求書を提出してください。

【提出物】

- ニ宮町フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金請求書(第8号様式)